

(総務委員会)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

案（閣法第六六号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する事項

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を行うこととし、関係法律の改正を行う。

二、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に関する事項

第三十次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を行うこととし、関係法律の改正を行う。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、平成二十七年四月一日から施行する。